

令和4年度第9回

下松市農業委員会総会議事録

令和4年12月13日（火）10時から
下松市役所4階 庁議室

発言内容については、要旨を記載しています。
個人情報に関連する部分等については●で消しています。

令和4年度第9回下松市農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和4年12月13日(火) 10時から
- 2 開催場所 下松市役所 4階 庁議室
- 3 農業委員
 - ・出席(8人)
 - 会長 5番 清水 守
 - 会長職務代理者 3番 河村 真弓
 - 1番 内山 禮介 2番 大本 博秀 4番 近藤 政司 6番 田中 結
 - 7番 藤田 善江 8番 山岡喜久吉
 - ・欠席(0人)
- 4 農地利用最適化推進委員 (全員出席要請)
 - ・出席(5人)
 - 1番 中村 英隆 2番 藤井 康之 3番 小林 克美 5番 弘中 健治
 - 6番 松村 将吾
 - ・欠席(1人)
 - 4番 金藤 哲夫
- 5 議事日程
 - 第1 会議の成立
 - 第2 議事録署名委員及び会議書記の指名
 - 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権設定)
 - 議案第4号 非農地証明交付申請の承認について (調整区域)
 - 諮問第1号 農業振興地域整備計画の一部変更について (諮問)
 - 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
 - 報告第2号 非農地証明交付申請の承認について (市街化区域)
 - 報告第3号 水田埋立による畑地造成届について
 - 報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出
- 6 農業委員会事務局職員
 - 局長 内山 教雄
 - 書記 河本 健
- 7 会議の概要
 - 会議の概要については次のとおり

第9回 定例総会 会議の概要

事務局 ただ今より12月の定例総会を開催いたします。本日、農業委員の欠席はございませんので、出席委員は8名です。下松市農業委員会会議規則第7条により定足数を満たしており、総会は成立している事を報告致します。なお検討事項があるため推進委員全員に出席をお願いしておりますが、金藤哲夫推進委員は欠席です。それでは議長お願いします。

議長 皆さん、おはようございます。本日の議事録署名人は大本博秀委員と藤田善江委員にお願い致します。書記の方は事務局にお願いします。それではよろしくお願ひいたします。

事務局 議案書1ページをご覧下さい。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。総会資料に基づいて説明いたします。受付番号1番。土地の所在は●●●●●●●●●●、地目は登記簿、現況ともに田、市街化区域です。面積は119㎡。譲渡人は●●●●●●さん、譲受人は●●●●●●さん、内容は無償贈与です。調査委員は近藤政司委員です。よろしくお願ひいたします。

議長 近藤政司委員、お願いします。

近藤委員 ではご報告いたします。場所は●●●●●●から西に100mくらい下りて、三叉路を左折して上がりきった所に●●●●●●の工事用の道路があります。それを東に100mくらい行った所にあります。●●●●●●さんは、元はこの近所に住んでおられましたが、高齢で子供さんの所に行かれて、土地を贈与されるそうです。●●●●●●さんのお宅の丁度入り口の左手にある土地であり、そこに果樹か何かを植えられるという事ですので、何ら問題はないと思います。ご審議よろしくお願ひします。

議長 近藤政司委員、ありがとうございました。ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。どなたかございませんか。意見もないようですので採決をしたいと思ひます。議案第1号受付番号1番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員賛成でございます。議案第1号受付番号1番は許可することに決しました。次、事務局、お願いします。

事務局 議案書は同じく1ページ、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。受付番号2番。土地の所在は大字●●●●●●-●●、地目は登記簿、現況ともに田、農振区分は農用地区域内、面積は904㎡。譲渡人は●●●●●●

議長 松村将吾推進委員、ありがとうございます。ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。どなたかございませんか。意見もないようですので採決をしたいと思います。議案第1号受付番号3番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員賛成でございます。議案第1号受付番号3番は許可することに決しました。次、事務局、お願いします。

事務局 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。受付番号1番、2番、3番は、譲受人が同じで、一体的な転用でございますので、一括して説明します。

受付番号1番の土地の所在は●●●●●●●●●●●●●●、受付番号2番の土地の所在は●●●●●●●●●●●●●●、受付番号3番の土地の所在は●●●●●●●●●●●●●●。地目は3筆とも登記簿、現況とも田、農振区分は農用地区域外です。面積は、順に833㎡、28㎡、17㎡の計878㎡。譲渡人は、地番●●●●●●●●●●●●●●さんが●●●●●●●●●●●●●●さん、●●●●●●●●●●●●●●さんが●●●●●●●●●●●●●●さん、●●●●●●●●●●●●●●さんが●●●●●●●●●●●●●●さん。譲受人はすべて●●●●●●●●●●●●●●さんで、●●●●●●●●●●●●●●さんは、3筆の土地を合わせて駐車場として転用されるものです。調査委員は小李克美推進委員です。よろしくお願いします。

議長 小李克美推進委員、よろしくお願いします。

小林(推)委員 12月5日に藤田委員さんと事務局で行ってまいりました。申請地は15ページをご覧ください。北側が●●●●●●●●●●●●●●、南側が●●●●●●●●●●●●●●、そしてその隣に●●●●●●●●●●●●●●があり、その西にあります。現在は休耕農地となっております。事業計画もしっかりとしており、何の問題もないかと思います。以上です。

議長 小李克美推進委員、ありがとうございます。
ちょっと場所がよく分からないのですが。

近藤委員 場所はですね、●●●●●●●●●●●●●●から西に約300mの所です。●●●●●●●●●●●●●●の北側の側道で、●●●●●●●●●●●●●●があります。その隣に●●●●●●●●●●●●●●の資材置場があって、そのさらに西側です。

議長 分かりました。申請地に駐車場を作って、進入路を確保して入るといいますか。

事務局 そうです。

議長 分かりました。ただ今調査委員から説明がありましたので、ご意見がございましたらお願いします。どなたかございませんか。
意見もないようですので採決をいたします。議案第2号受付番号1、2、3番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第2号受付番号1、2、3番は農地法第5条許可相当として山口県農業会議の常設審議委員会の報告事案と致します。次、事務局をお願いします。

事務局 議案書24ページをご覧ください。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてです。受付番号1番。土地の所在は大字●●●●●●●●●●の●●●●●●●●●●の一部。地目は登記簿田、現況樹園地、農振区分は農用地区域、面積は2,162㎡のうち1,050㎡。利用権を設定する者は●●●●●●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は●●●●●●●●●●さん、内容は使用貸借で、期間は10年です。調査報告は藤田善江委員です。よろしくをお願いします。

議長 藤田善江委員、よろしくをお願いします。

藤田委員 ではご報告いたします。12月5日に事務局と小林推進委員さんと現地調査に行ってきた。場所は28ページをご覧ください。●●●●●●●●●●の●●●●●●●●●●の東側の●●●●●●●●●●さんの土場の入り口になります。●●●●●●●●●●さんは●●●●●●●●●●さんの娘になります。今は市外に住まっていますが、下松に帰り、ご両親と農業をされるそうです。現在はその土地はご両親の●●●●●●●●●●さんが冬野菜などを植えて耕作されておりましたことをご報告します。ご審議よろしくをお願いします。

議長 藤田善江委員、ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。
意見もないようですので採決をします。議案第3号受付番号1番についてこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第3号受付番号1番は原案の通り承認致します。次、事務局をお願いします。

事務局 議案書は24ページ、受付番号2番、同じく利用権設定の承認です。土地の所在は大字●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●の4筆。地目はすべて登記簿及び現況とも田、農振区分は農用地区域、面積は順に2,543㎡、1,474㎡、1,172㎡、1,920㎡で合計7,109㎡。利用

次、事務局お願いします。

事務局 議案書は35ページです。議案第4号非農地証明交付申請の承認について、調整区域です。受付番号1番。土地の所在は大字●●●●●-●と●●●-●の2筆、地目は、登記簿畑、農振区分は●●●-●は農用地区域外、●●●-●は農用地区域内、面積は順に771㎡、674㎡で合計1,445㎡。所有者は、●●●さん。申請地は、●●●-●は既に昭和56年より隣接する宅地の進入路及び駐車場としてとして利用されています。●●●-●については、東側部分が災害により一部崩落したため、擁壁を築造し、真砂土で整地された状態となっています。参考地目は雑種地です。調査委員は、藤田善江委員です。よろしくお願いします。

議長 藤田善江委員、よろしくお願いいたします。

藤田委員 報告いたします。12月5日に事務局と小林推進委員と私、別の日に近藤委員さんが現地調査に行って来ました。場所につきましては36ページの左側をご覧ください。●●●●●●●●の●●●側の●●●●●の入り口から150mくらいの所にあります。●●●-●は現在も進入路として使われており、農地としては利用困難です。●●●-●は災害により擁壁が組んであり、整地されていきました。農地としての利用は困難だと思います。以上の理由で、この申請地は非農地に相当するのではないかと思います。ご審議お願い致します。

議長 藤田善江委員、ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。
これは、次の諮問と関連がありますが、●●●-●は災害によって既に農地でなくなっている、こういう判断ですよね。

事務局 そうです。非農地となっても、農振区域の区域設定は残ります。それを外さないと活用出来ないということで、非農地と判断される見込みのある所については、市の方から諮問が出せるので上げてあります。

議長 はい、分かりました。他にどなたかございますか。
意見もないようですので採決をします。議案第4号受付番号1番についてはこれを非農地、雑種地とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第4号受付番号1番は原案の通り承認致します。
次、事務局お願いします。

事務局 議案書は、37ページです。諮問第1号農業振興地域整備計画の一部変更につ

いてご説明します。申請地は、大字●●●●●一●で、ただ今議案第4号で非農地判定いたしました2筆の一方でございます。農用地区内の農地が、非農地判定されましたが、この土地に農家住宅を建てる予定があり、農業振興地域整備計画の農用地区から除外する必要がありますので、これについて農業委員会の意見を求められたものでございます。38ページに図面をお示ししていますが、東側は山に隣接しており、西側は道路及び雑種地となっておりますので、農用地区から除外しても周囲への影響はないと考えられます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 今回、下松市長より農業振興地域整備計画の一部変更の件について下松市農業委員会へ諮問を受けました。この件について、ご意見がありましたら出して下さい。

意見もないようですので、採決いたします。諮問第1号受付番号1番について、これを是とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員でございますので、諮問第1号受付番号1番は意見なしとするとして、下松市長に答申します。

以上で本日の審議いただく議案について、終了いたしました。

次、事務局をお願いします。

事務局 議案書の39ページ、40ページに、報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出」が6件ございました。

議案書の41ページに、報告第2号「非農地証明交付申請の承認(市街化区域)」申請が3件ございました。

議案書42ページに「水田埋め立てによる畑地造成の届出」が1件ございました。

議案書43ページに、報告第4号として「農地法第4条第1項第8号の規定による届出」が1件ございました。

内容については記載のとおりでございます。添付書類も完備しておりましたので、現地の状況等を確認し、下松市農業委員会規程第10条2項に基づき、事務局長専決により処理いたしました。

以上です。

議長 報告事案がありますが、なにかご質問があれば、お願いします。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

これで12月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございます。

令和4年12月13日

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議 長

三浦 伸

署名委員

大本博秀

署名委員

藤田善江